

議案第16号

朝来市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について

朝来市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和7年2月26日提出

朝来市長 藤 岡 勇

提案理由要旨

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第394号）が令和7年4月1日から施行され、退職報償金支給額の勤務年数による区分が改められるため、所要の条例整備をしようとするものです。

朝来市条例第 号

朝来市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

朝来市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（平成17年朝来市条例第237号）の一部を次のように改正する。

なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 案				改 正 前		
別表（第2条関係） 退職報償金支給額表				別表（第2条関係） 退職報償金支給額表		
階級	勤務年数			階級	勤務年数	
	(略)	<u>30年以上35 年未満</u>	<u>35年以上</u>		(略)	<u>30年以上</u>
団長	(略)	979,000円	<u>1,079,000円</u>	団長	(略)	979,000円
副団長	(略)	909,000円	<u>1,009,000円</u>	副団長	(略)	909,000円
分団長	(略)	849,000円	<u>949,000円</u>	分団長	(略)	849,000円
副分団長	(略)	809,000円	<u>909,000円</u>	副分団長	(略)	809,000円
班長	(略)	734,000円	<u>834,000円</u>	班長	(略)	734,000円
団員	(略)	689,000円	<u>789,000円</u>	団員	(略)	689,000円

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の朝来市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例別表の規定は、令和7年4月1日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。